

③証明書の交付
(選挙後すぐ 候補者⇒業者)

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

納品後の日付になります。

令和8年9月16日

令和 8 年 9 月 2 7 日執行北茨城市長選挙
候補者

住 所 北茨城市磯原町磯原1630番地
氏 名 北茨城 太郎



記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあっ てはその代表者の氏名	(株)関本印刷 北茨城市関本町八反〇〇番地 代表 関本 七郎
作 成 枚 数	200枚
作 成 金 額	120, 000円
当 該 選 挙 に お け る ポ ス タ ー 掲 示 場 数	177箇所

備考

- 作成実績に基づき記載する。
(基本的には契約内容と同じ)
- この証明書は、作成の
補者からポスター作成業
 - ポスター作成業者が北
してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成
業者は、北茨城市に支払を請求することはできません。
 - 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のと
おりです。
(1) 枚 数 当該選挙におけるポスター掲示場数
(2) 限度額 6 4 0 円× (1) の枚数＝限度額